

本市の農業政策について

(1) 都市農業サミットの成果と今後について

去る7月15日、岡村市長が会長を務める全国都市農業振興協議会主催による第2回の都市農業サミットが開催されました。第1回と比較して多くの市や業界団体の賛同を得ることができ、盛況のうちに幕を閉じましたことは今後の都市農業政策に期待を感じるものでありました。

一方で、国土交通省「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の報告」によれば、都市をめぐる社会情勢の変化と都市政策の課題として、人口が減少しているにもかかわらず依然として宅地等への農地転用は多く、資材置き場や駐車場等が雑然と広がっている例が多く見られ、都市行政と農地行政の双方の間隙に陥っている農地が転用され、無秩序な市街化、営農条件の悪化等、双方にとっても望ましくない状況を巻き起こしていることから、都市政策としても都市近郊や都市内における農の位置付けについて総合的に検討することが求められているとされており、かつての都市の膨張、拡大を目指す路線から、農業の再評価、都市住民の農への関心の高まり等の観点から、農業政策との関係は重要であるとしています。都市計画法の改正に向けて、三大都市圏である本市の農地についても盛り込まれることが期待されるところであります。

しかし、平成21年度に改正された税制においては、市街化調整区域にある農地の取り扱いが相続税納税猶予の対象農地について、農業経営基盤促進法に基づく貸付の場合は納税猶予の対象となるものの、免除要件がこれまで20年だったものが終身農地利用となり、また、市街化区域内農地については貸付も求められないことや、終身農地利用が義務付けられるなど、都市近郊で農業を営む者にとっては決して有利なものにはなっていないことも事実です。

都市農業サミットでは、都市農地・農業の重要性について国民への理解促進に努めるとあり、都市部における農地と農業は、農産物の生産機能にとどまらず、潤いや安らぎを与える緑地空間の提供や景観形成機能、また、災害時にオープンスペースとして提供することや都市部の気候緩和機能など多面的な役割を發揮していることから、都市部における農地と農業の重要性について国民的コンセンサスの形成を目指し、国民への理解促進に努めていくとあります。

そこで質問として、都市農業サミットの成果と今後の予定についてお尋ねします。

(2) 緑地・農地減少に対する具体的施策について

さて、川口市の現状を見ると、農地・農業の存在価値は、都市農業サミットにうたわれているような市民に対するコンセンサスを必ずしも得られているとは言えないように感じています。

確かに農地は、川口市にとってCO₂を吸収する貴重な緑であり、水害などの対策から考えても重要です。

先日、(仮称)赤山歴史自然公園の住民説明会に参加して参りました。その際、都市計画

部長は、この地域は首都圏の近郊緑地保全法に基づく安行近郊緑地保全区域の指定を受けながら、次々に墓地や資材置き場などに変わっていくことは、今まで首都圏として守らなくてはならない農地や緑を農業従事者や地権者だけに押しつけていたことにも問題があり、その観点からも地域活性化のために公園計画を実現させたいとおっしゃっていました。これはもうおっしゃるとおりだと思います。

しかし、それでは、この地域以外の農地や緑はどうやって守っていけばいいのでしょうか。

私は、先日、横浜みどり税について伺って参りました。

横浜市では、平成20年12月に横浜みどり税条例を公布しました。

横浜市では毎年100ヘクタールの山林・農地が失われ、緑の保全・回復が大きな課題となっていました。問題は、このための施策に要する財源をいかに確保するかということにありました。

横浜市の緑の多くは私有地に依存し、緑減少の大きな要因は、緑地の日々の維持管理や相続税の負担が大きいという現状の中で、「横浜みどりアップ計画」を策定し、樹林地を守るための買い取り制度など導入する一方、その財源についても検討を進め、市民税均等割の超過課税により、広く市民がその財源を拠出する制度を導入しました。

これは、5年間の時限措置の制度であり、市民税均等割額年額3,000円に対し900円を上乗せし、税収規模は24億円で、基金に積み立て、特別会計を通じて横浜みどりアップ計画に掲げられた事業に充てるという目的税です。

同時に横浜市では、固定資産税の軽減措置を講じた緑の保全・創造を実施しています。一定の緑化基準を超えて緑化を行っている土地については、上乗せ緑化部分の税額の4分の1を軽減するというものです。

また、農地敷地内等の農業用施設用地は、現行法上では宅地課税が課される場合があるところ、これらは農業経営上不可欠な用地であることから、一定の条件のもと、一般の農地課税との差額相当分を軽減するといった独自策もとっています。

横浜市では、独自の行政課題にこたえるために独自税制により対応を図っているのです。財源が不足するからではなく、独自の施策を実施するために超過課税を行うのであり、税の用途明確化のために基金を設置し、施策効果検証に市民参加組織も設置しています。

ほかにも横浜市のような超過課税を活用した独自制度を行なっている自治体は、森林保全のための仕組みづくりを行なった長野県、コミュニティ施策の財源とする宮崎市などあり、それぞれに地域の特色による事業が展開されています。

横浜市と本市を比較すると、横浜市のほうがはるかに緑が多いです。また、東京都は、一見するとビル群のように感じますが、皇居や大規模な公園や神社などがあり、農地は少なくとも意外に緑が多いものです。

一方、本市はどうでしょうか。そのほとんどを農地に依存していると言っても過言ではないと思います。しかし、現行法のもとでは農地は農家が守るものとされ、一方で営農し

たたくとも相続時には過重な相続税の負担から手放さなくてはならない状況であることも否めません。

生産緑地に指定された土地は市が買い取るとされていますが、市としても財政難から地価が高く買い取れず、やむなくミニ開発が無秩序に行われているという現状があります。

私は、緑を守るとか農地を守る、農業を守るという言葉聞くたびに、緑・農地・農業を守らなければならないのはむしろそういった土地を有しない一般市民であり、必要なものはみんなで守る仕組みづくりが必要なのではないかと考えています。

本市においても、この横浜みどり税は大変参考になる事例であり、ぜひ導入を検討してほしいと思い、以下質問いたします。

1 点目として、本市の市民1人あたりの公園緑地面積の近年の推移をお聞かせください。

2 点目として、市域に占める本市の農地面積の割合と推移を教えてください。

3 点目として、生産緑地指定を受けている農地の買い取り状況について教えてください。

(3) 市民農園整備促進法による市民農園について

近年、都市住民の農への関心の高まりを受けて市民農園の開設が求められています。

市民農園の開設は、市内において進められている特定農地貸付法によるものと、市民農園整備促進法によるもの、また、農園を利用して農作業を行う農園利用方式によるものの3つがあります。中でも市民農園整備促進法による市民農園は、埼玉県でも少なく、整備費用がかさむことや手続にも時間がかかるなど、見込み効果は大きいものの開設が進まない状況にあります。こと県南においては、平成17年に鴻巣市で開設されて以来、約6年間開設がありません。

市民農園整備促進法による市民農園の開設のメリットは、市街化調整区域で開設を希望する場合でも、市民農園区域の指定を受ければ都市計画法の開発行為などの許可が可能となることです。

同法による市民農園は、農地とあわせて休憩施設等の附帯施設の整備が必須となります。これは農地と附帯施設をあわせ持った優良な市民農園の整備を進めることをねらいとしており、整備費用も国の支援策に盛り込まれています。

市内の市街化調整区域の大半を占める神根地域には新井宿駅があります。その新井宿の駅から歩いて行ける場所に市民農園があつて、そこに附帯設備を持つ農園が設備されれば、東京近郊から土に親しみたい方が気軽に訪れることができます。

また、この地域で農業を続けたくとも、後継ぎ不足などから農業を続けられず耕作放棄しているような場所でも、市民農園として活用できる可能性が出てきたということです。

さらには、都市農地保全のモデルになると思います。

そこで、今後このような市民農園整備促進法に即した市民農園が増えることが期待されますが、本市の考え方についてお聞かせください。

以上質問いたします。

岡村幸四郎市長 御答弁申し上げます。

都市農業サミットの成果と今後について

(1)のお尋ねであります。第2回都市農業サミットは、全国都市農業振興協議会の主催により、都市及びその周辺の農地と農業の復権と再生をスローガンに、前回は上回る参加者を得て、盛大かつ有意義に開催することができました。

その代表者会議では、会員都市の市長等代表者から、農政の取り組み状況や都市農業継続の難しさなどが発言され、税制を中心とする法制度上の課題が浮き彫りになったところでもあります。

その後、課題解決に向け、都市計画制度に都市農地・農業を位置付けることなどを盛り込んだ施策提言を採択し、その後、農水省、国交省、財務省の副大臣や大臣政務官に対し、法制度改正などを強く求め、一定の理解を得ることができたと思っております。

御案内のとおり現在国におきましては、現下の社会情勢を踏まえ都市計画制度のあり方が議論されているところであります。今後、国土利用のあり方や都市計画制度の新たな方向性が示されるべきものと考えており、今まさに協議会活動の真価が問われる正念場であると認識をいたしております。

今後も都市農地・農業の復権と再生に向け、全国都市農業振興協議会の会長として手を緩めることなく鋭意努力をして参る所存であります。

高木直人技監兼都市計画部長 御答弁申し上げます。

(2)の1点目、本市の市民1人あたりの公園緑地面積の近年の推移についてでございますが、各年4月1日時点で、平成21年は3.42平方メートル、平成22年は3.41平方メートル、平成23年は3.58平方メートルとなっております。

続きまして、同じく3点目、生産緑地指定を受けている農地の買い取り状況についてでございますが、平成4年12月の生産緑地地区の当初指定から平成22年度末まで、本市に対して買い取りの申し出があった件数は133件であり、このうち本市の買い取り実績は平成7年度に土地区画整理事業の事業用地として買い取った1件でございます。

これは、生産緑地法により買い取りの申し出が可能となる理由が農業従事者の死亡ないしは故障に限られていることから、申し出がなされる場所や時期が特定できず公共用地としての利用計画が立たないこと、また、買い取るための財源の確保が困難であることによるものでございます。

以上でございます。

桜井智明経済部長 御答弁申し上げます。

同じく(2)の2点目でございますが、5年に一度実施しております農業センサスによりますと、農地の経営耕地面積の推移は、20年前の平成2年には799ヘクタール、10年前の平成12年には643ヘクタール、平成22年には457ヘクタールでございます。

また、本市全体における農地面積の占める割合は、平成22年現在で8.2パーセントでございます。

次に、(3)でございますが、市民農園整備促進法による市民農園の開設につきましては、

市街化調整区域内においても休憩所や農機具を備えた設備を整備することができ、より気軽に手軽に農業体験ができる場になることから、新たな農園利用者を発掘する有効な手法と認識しております。

今後も、市民のレクリエーションの場の提供や市街化調整区域内農地の有効活用の観点からも、市民農園整備促進法による市民農園の開設について積極的に支援して参りたいと存じます。

以上でございます。

農業の役割には2つあります。1つは産業としての都市農業、もう一つは環境としての農地、緑地だと思います。

市民農園整備促進法による手法は、国からの支援もあるとのことで、市街化調整区域を農地として保全する大変有効な方法であると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

環境として、緑地保全に関してですが、緑化保全は本市の環境基本計画の中にもうたわれているところ、環境部には緑化保全を管轄する課がありません。また、生産緑地を扱うみどり課は都市計画部にありますが、生産緑地は農地であり、農地を扱うのは経済部にある農政課です。組織編成も見直す必要があるように思います。

生産緑地の買い取りに関しては、突然発生するため予算化できず、市で取得するのは極めて難しい状況であることが答弁から明らかになりました。また、もし取得できたとしても、必ずしも農地や緑地として残すことができるものではありません。都市農業振興に取り組む本市としては、横浜みどり税にあるように本市独自の財源確保について積極的に取り組む必要があると思います。

先ほど水害対策の質問の中でも条例化が必要と申し上げましたが、緑の保全とともに市民が必要とする施策についてはその財源の確保も重要であり、担当課ごとが予算化するのではなく全庁的に検討するよう強く要望いたします。